



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 2 6 2 0 1 5 年 0 4 月 2 0 日

台湾：発明特許出願の実体審査猶予制度の導入について

今般、台湾經濟部知的財産局は、出願人の知財戦略などの要求に応じて、特許出願の実体審査着手の時期を遅らせることのできる猶予制度を導入し、2015年04月01日より申請を受け付けることになりました。

□適用範囲

- (1) 発明特許出願。
- (2) 発明特許出願であっても、次の何れか一つに該当する場合は適用を受けることができない。
 - ①既に審査意見通知書を受領したもの、又は査定となったもの。
 - ②既に分割出願を行ったもの。
 - ③第三者による実体審査請求があったもの。
 - ④既に「特許出願審査加速作業プログラム (Accelerated Examination Program=AEP)」若しくは「特許審査ハイウェイ (The Patent Prosecution Highway=PPH)」を申請したもの。

□申請可能な期間

実体審査請求時又は実体審査請求後に行わなければならない、出願日から3年以内とする。優先権主張がある場合も、前記期間の起算は台湾出願日を基準とする。

□申請の手続き

(1) 出願人は下記事項を記載した書面をもって実体審査猶予の請求をしなければならない。

I. 特許出願番号。

II. 出願人の氏名又は名称。

III. 特許代理人に委任する場合は、その代理人の氏名及び事務所名。

IV. 実体審査着手の期日。

(2) 公費：無料。

□実体審査の着手について

(1) 出願人は実体審査着手の特定期日を明記し、その特定期日は出願日から3年以内でなければならない。

(2) 出願人は指定する実体審査着手の期日を記載する時に、その特定期日は、例えば「2016年6月1日に実体審査に着手する」と記載しなければならない、単に「請求日から2年後に実体審査に着手する」、「5ヵ月間実体審査を一時停止する」等の記載をしてはならない。

(3) 実体審査着手期日に至ると、当該出願の実体審査は同年度における実体審査申請案件の審査待ちの順番に並ぶことになり、その順番に従って、審査着手される。

□備考

(1) 出願公開時期の変更はない。

(2) 実体審査猶予の申請は取り下げることができるが、当該申請を取り下げた後に、再び申請することはできない。

(3) 実体審査猶予の申請後に、実体審査着手の特定期日を変更することができるが、その変更する特定期日は、出願日から3年以内でなければならない。

以上